

2. 宅地内排水設備の完了時の注意点について

□ 工事完了後に際して

- ① 下水道使用開始届は工事完了後5日以内に提出し、提出時に水道工務課窓口で検査予約を行うこと。
 - ※ 下水道使用開始届提出前には排水経路等現地確認を行い、調書提出時からの変更箇所がある場合は必ず竣工図面として使用届に添付すること。集合住宅の場合は、部屋番号に対するメーター番号及び口径を別途資料添付すること。
- ② 検査日時と内容を必ず施主に連絡し、現地では円滑に検査を行うことができるようにしておくこと。(検査前にはマスの蓋を開けておく、コンベックス等道具を用意しておくこと)
- ③ 検査については、責任技術者が立会いを行うこと。
- ④ 新築物件の工事については、建築業者と連絡を密に行い、必ず引き渡し時までに検査を受けること。
 - ※ 「現地を見ていないから良く分からない。」という話があるが、責任技術者として工事をすべて把握しておくこと。
- ⑤ 検査終了後は1週間程度で検査済証を交付するため、施主に
 - ・検査済証
 - ・下水道使用開始届複写
 - ・竣工図面
 - ・下水道利用者のみなさまへ(案内文)を渡すこと。
 - ※ 検査終了後、修正図面を再提出してもらっていますが、どこの現場かわかるように下水番号や検査日、住所は最低限記入して提出すること。(修正図面に限らず、他の書類に関しても)
- ⑥ 汚水ますの点検、清掃方法等施主に十分説明すること。
 - ※ グリーストラップがあるところでは、グリーストラップの維持管理についても十分説明すること。

□ 施工に際して

- ① 計画段階で電気、ガス等、他占用物の調査を徹底し、該当占有者との協議を必ず行うこと。
- ② ガス、水道等が同時施工の場合、あらかじめ該当施工業者と協議し、効率的な施工に努めること。
- ③ 申請書どおりの施工を行うこと。計画と大きく異なる場合については、責任技術者自身で判断せず、必ず水道工務課へ相談すること。

- ④ 現場施工状況が一目で確認できるよう、こまめに写真撮影を行うこと。(ほかに、他占用物と近接している場合には離隔が十分取れていることが写真で確認できるように撮影する)
- ⑤ 施工上の安全管理(矢板等)は特に注意すること。
- ⑥ 地下水等の影響がある現場において、本管への流入等がないよう適切な処置を講じること。
- ⑦ ワンタッチ取付け支管は使用不可です。管更生時に不具合が生じます。

□ 公共汚水ます設置完了届提出に際して

- ① 施工完了後直ちに完了届を提出すること。
 - ※ 公費、私費共に完了届は提出する。
- ② 添付書類について、施工内容が一目で確認できるような写真、図面作成をすること。
 - ※ 特に公費施工では、明細書に記載する内容は一項目ずつ必ず確認できるように書類作成すること。
 - ※ 出来高明細書の数量の根拠(図面に寸法及び数式)を記載すること。作業員、配管工の人数が特に多くなった場合は理由も記載すること。(二日施工など、その現場に伴う理由等)
 - ※ 支管施工直前の本管の状況、削孔作業、削孔口、接着剤塗布、番線締め、埋設テープ、下水道ピンの写真が不足していることが多い。本復旧舗装もまとめて完了写真を提出すること。
- ③ 納品書、請求書の記入は漏れなくすること。
 - ※ 宛名には「大府市下水道事業 大府市長」を明記すること。
 - ※ 請求書の品名には「公共汚水ます設置委託」と明記すること。(工事ではない。)他にます設置住所、氏名、依頼番号の明記も必要。
 - ※ 請求金額の小数点以下は四捨五入しない、切捨て。